

第五十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第九号

昭和四十一年二月二十二日(火曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 坂本 泰良君

理事 鐵治 良作君

理事 田中伊三次君

理事 濱野 清吾君

理事 山田 長司君

理事 志賀 義雄君

理事 大竹 太郎君

理事 濱田 幸雄君

理事 細迫 兼光君

理事 佐伯 宗義君

理事 馬場 元治君

理事 森下 元晴君

理事 西村 榮一君

出席國務大臣

法務大臣 石井光次郎君

出席府政府委員

検事 鹽野 宜慶君

〔大臣官房司法法制調査部長〕

委員外の出席者

判事 最高裁判所事務総局総務局長 寺田 治郎君

判事 最高裁判所事務総局人事局長 矢崎 憲正君

判事 最高裁判所事務総局局長 高橋 勝好君

専門員 高橋 勝好君

二月二十二日

委員賀屋興宣君辞任につき、その補欠として鐵治良作君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鐵治良作君辞任につき、その補欠として賀屋興宣君が議長の名で委員に選任された。

二月十八日

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

第一類第三号 法務委員会議録第九号 昭和四十一年二月二十二日

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣提出第八二号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び最高裁判所裁判官退職手当特例法案の両案を一括して議題といたします。

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律

(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「及び各高等裁判所」を「各高等裁判所及び各地方裁判所」に改め、同条第二項中「事件」の下に「(地方裁判所において、工業所有権又は租税に関する事件に限る。)」を加える。

(裁判所職員定員法の一部改正)

第二条 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、二二〇人」を「一、二二七人」に改める。

第二条中「二万八百八十八人」を「二万八百六十六人」に改める。

附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、地方裁判所に裁判官の命を受けて特殊の事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置くこととし、並びに判事及び裁判官以外の裁判所の職員の数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最高裁判所裁判官退職手当特例法案

最高裁判所裁判官退職手当特例法

(趣旨) 第一条 この法律は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当に關して、国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号。以下「退職手当法」といふ。)の特例を定めるものとする。

(最高裁判所の裁判官が退職した場合の退職手当の特例)

第二条 最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額は、退職手当法第三条から第五条までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間一年につき百分の六百五十を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により計算した退職手当の額が、最高裁判所の裁判官の退職の日における報酬月額に六十を乗じて得た額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

第三条 前条の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、退職手当法第七条第一項の規定にかかわらず、最高裁判所の裁判官としての引き続き在職期間による。

2 退職手当法第七条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定は、前項の規定による在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第六項ただし書中「六月以上一年未満(第三条第一項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))、第四条又は第五条第一項の規定による退職手当を計算する場合にあつては、一年未満」とあるのは、「一年未満」と読み替へるものとする。

第四条 第二条の退職手当は、退職手当法第八条第一項、第十条第三項及び第十二条第一項の規定の適用については、同法第八条第一項に規定する一般の退職手当とみなす。

(最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱ひ)

第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員(退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。)となつたときは、その退職については、同法第七条第三項及び第八条第二項の規定は、適用しない。

2 最高裁判所の裁判官が引き続き一般職員又は地方公務員となつた場合には、退職手当に關する法令の規定の適用については、一般職員又は地方公務員となつた日の前日に最高裁判所の裁判官を退職したものとみなす。

(一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱ひ)

第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第八条第二項の規定

は、適用しない。

2 一般職員又は地方公務員が引き続いて最高裁判所の裁判官となつた場合には、退職手当に關する法令の規定の適用については、最高裁判所の裁判官となつた日の前日に一般職員又は地方公務員を退職したものとみなす。

附則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際既に在職する最高裁判所の裁判官のうち、この法律の施行前に一般職員から引き続いて最高裁判所の裁判官となつた者に対しては、第六条の規定の例により退職手当を支給する。ただし、その退職手当の計算の基礎となる俸給月額、その者が退職したとみなされる日に占めていた官職と同一の官職につきこの法律の施行の日に支給されるべき俸給月額とする。

3 前項に規定する者が最高裁判所の裁判官を退職した場合において、同項の退職手当及び第二条の退職手当の合計額が、この法律の規定を適用しないものとしたならば支給されることとなるべき退職手当の額に達しないときは、その差額に相当する金額を同条の退職手当の額に加算するものとする。

理由

最高裁判所の裁判官の地位の重要性等にかんがみ、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 ます、政府より本案の提案理由の説明を求めます。石井法務大臣。

○石井國務大臣 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を説明いたします。

ます、裁判所法の一部を改正しようとする点であります。これは、新たに地方裁判所に、特殊

の事件につきまして、裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置くこととするものでございます。

御承知のとおり、現行裁判所法上、裁判所調査官は、最高裁判所及び高等裁判所にのみ置かれ、地方裁判所には置かれておりません。ところで、地方裁判所におきましては、近年、工業所有権に關する事件及び租税に關する事件は、その受理件数も相當数にのぼっております上に、その審理期間も他の一般の事件に比し著しく長期化している実情にありましますので、もろろん、この種の事件の処理に当たりまします裁判官の努力には、なみなみならぬものがあるものであります。何ふんにも、これらの事件は、事柄の性質上、法律知識以外の特殊な専門的知識を必要とする複雑困難な問題を含んでいることが多いのであります。これが、これらの事件の審理期間を長期化せしめる最大の原因となつていられるものと考えられるのでござい

ます。そこで、政府におきましては、この種の事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるために、先般臨時司法制度調査会が内閣に対して述べました意見を參照いたしまして、今回、地方裁判所に、これらの特殊専門的知識及び経験を活用して裁判官を補助する裁判所調査官を置くこととし、これに裁判官の命を受けて工業所有権または租税に關する事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどらせようとするにいたしました次第でございます。

次に、裁判所職員定員法の一部を改正しようとする点であります。その要旨は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものであります。以下簡単にその要点とすることを申し上げます。

まず、その第一点は、高等裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかるために、下級裁判所の裁判官の員数を増加することでありまします。高等裁判所における事件の処理状況を見ますと、近年末済事件が増加いたしました。審理期間の長期化が

目立つようになつてまいりました。そこで、政府におきましては、この際、高等裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかるために、さしあたり、判事の員数を二十七人増加しようとするにいたしましたのでございませう。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとする点であります。すでに述べましたとおり、新たに地方裁判所に裁判所調査官を置いたために裁判所調査官の員数を増加し、また、さきに述べました高等裁判所の判事の員数を増加することとしたことに伴ひまして、裁判所書記官の員数を増加するほか、近時少年の保護事件の数がますます増加の傾向にあること等に伴ひまして、その調査の充実をはかる等のため、専門の学識及び経験により裁判官を補助する家庭裁判所調査官の員数を増加しようとするものであります。これら新たに増加しようとする裁判官以外の裁判所の職員の員数の総数は、五十八名であります。

以上が裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたす次第でございます。

次に、最高裁判所裁判官退職手当特例法案につきまして、その趣旨を説明いたします。日本國憲法のもとにおいて、最高裁判所のなごり使命と責任の重大なことは申すまでもないところであります。この重責が全うされるためには、最高裁判所の裁判官に、広く各方面から、職見の高い人材を得なければならぬのであります。

最高裁判所の裁判官にそのような人材を得、かつ、そのような人々が安心してその職責を全うするためには、その在職中の処遇についてののみならず、その退職後の処遇についても特別の配慮が払われなければならぬものと考えられるのでございませう。

現在、最高裁判所の裁判官が退職した場合に、他の国家公務員等の場合と全く同様に、国家公務員等退職手当法によりまして退職手当が支給

されるのであります。同法は、広く一般の国家公務員等につき、主としてその勤続期間の長短及びその退職の理由に着目して退職手当の支給の基準等を定めている関係上、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給される退職手当の額は、最高裁判所の裁判官の地位の重要性にかんがみるとき、必ずしもこれにふさわしいものとはいえないらうみがあるものでございませう。

ことに、最高裁判所の裁判官については、そのうち数人は、弁護士のように国家公務員としての長期勤務者でない者から任命されるのが最高裁判所発足以来の常例となつているのであります。現行法による退職手当は、永年勤続に対する報償という性格を強く有している結果、このような人々に対する退職手当の額は、その地位の重要性等に比べて、きわめてわずかなものとならざるを得ないのであります。この点につきましては、先般内閣に対して提出されました臨時司法制度調査会の意見においても、つとに指摘され、これについて何らかの措置を講ずべきものとされているところであります。

そこで、政府におきましては、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当を増額する等の必要があるものと考え、ここに、この法律案を提出した次第でありまして、以下簡単にその要点を御説明申し上げます。

この法律案は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に国家公務員等退職手当法に基づいて支給されることとなる退職手当の算定の基礎となる支給率、勤続期間の計算等について、同法の特例を設けようとするものであります。その内容は、おおむね次のとおりであります。

第一は、退職手当の支給率についての特例であります。国家公務員等退職手当法におきましては、勤続期間一年についての退職手当の支給率は、勤続年数、退職の理由等に応じて、おおむね俸給月額の百分の百ないし百分の百八十と定められているのであります。最高裁判所の裁判官の退職手当につ

きましては、勤続年数の長短及び退職の理由にかかわらず、その支給率を、最高裁判所の裁判官としての勤続期間一年について報酬月額百分の六百五十としよとするものでございます。

第二は、退職手当の算定の基礎となります勤続期間の計算についての特例でございます。

国家公務員等退職手当法の規定によりますと、一般の国家公務員等としての在職期間と最高裁判所の裁判官としての在職期間とが引き続いている場合等には、両在職期間を通算して退職手当の額を計算した上、これを支給することとなるのであります。第一に述べた特例によりまして、最高裁判所の裁判官の退職手当が他の職員のそれとはややその性格を異にするものとなること等にかんがみまして、最高裁判所の裁判官としての在職期間については、他の職員としての在職期間と引き続いている場合であっても、その期間とは通算しないこととし、最高裁判所の裁判官の在職期間についてのみ、第一に述べた支給率の特例による退職手当を支給することとしよとするものでございます。

以上が最高裁判所裁判官退職手当特例法案の趣旨でございます。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますよう、お願いいたす次第でございます。

○大久保委員長 以上で、両案に対する提案理由の説明は終わりました。

質疑は後日に譲ることいたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

昭和四十一年二月二十四日印刷

昭和四十一年二月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局